

請願者

住 所

電話

紹介議員

消費税のインボイス導入の実施中止を求める請願書

請願趣旨

消費税に関連するインボイス制度（適格請求書等保存方式）は2023年10月に導入を予定されています。このインボイス制度が導入されると、零細経営者やフリーランス、さらにはシルバー人材センターや多くの農漁業で働く人々などに、経済的にも事務的にも多大な負担増であり、廃業の可能性も生じます。

売上げが年間1千万円以下は免税業者とされ、インボイスを発行する必要はありません。しかし大手取引先からインボイスを求められれば取引停止にもなりかねず、断るのは困難となります。またインボイス発行業者は免税業者となれず、売上げ額がわずか100万円であっても消費税を支払うこととなります。

日本商工会議所では2021年段階で「コロナ禍で多くの中小企業が過剰債務を抱え、経営の立て直しを余儀なくされている。制度導入により行政側の徴税コストが増加する懸念もある。こうしたコロナ禍の影響等を踏まえ、インボイス制度の導入は当分の間、凍結すべき」（令和4年度税制改正に関する意見）としています。

コロナ感染症の拡大と物価高騰のこの時期に、1000万人を超える多岐にわたる人々に負担を与え消費税2500億円（政府推計）にもなる増税は避けるべきです。したがってインボイス制度の実施中止を求めます。

請願項目

このコロナ感染症の拡大と物価高騰のこの時期に、多大な負担増となるインボイス制度の実施中止を求めます。

つきましては、地方自治法第99条の規定により、意見書提出の請願いたします。

提出先

内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 厚生労働大臣 総務大臣 消費者庁長官